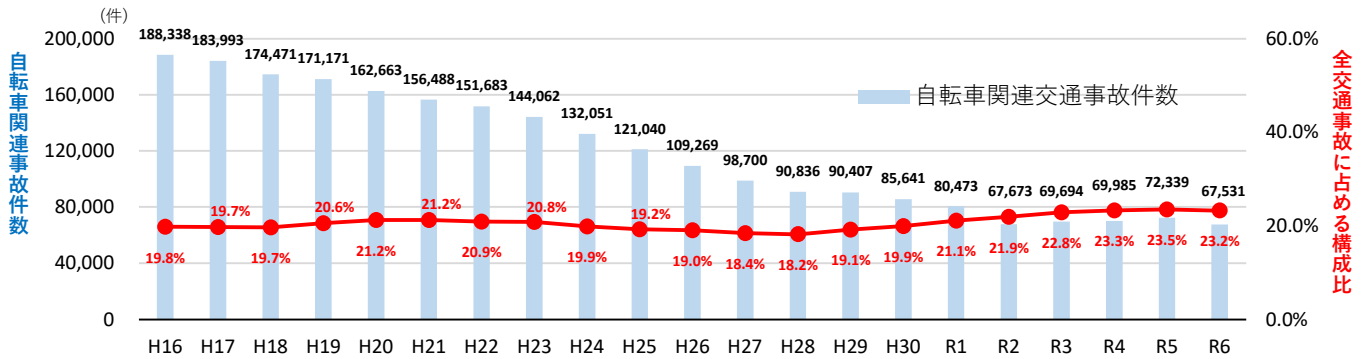


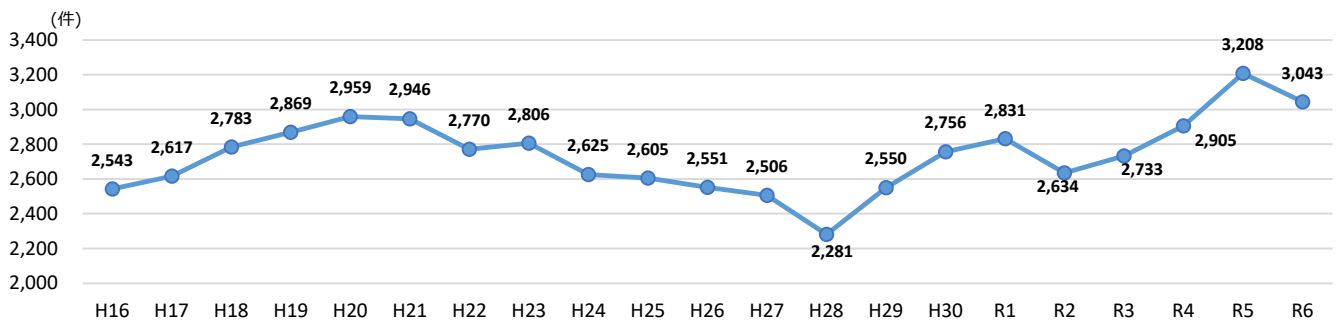
図 1

○ 自転車関連事故件数（自転車第1・第2当事者）及び全交通事故に占める構成比の推移



(注) 自転車乗用者が第1当事者・第2当事者となった事故を計上。ただし、自転車相互事故は1件として計上。

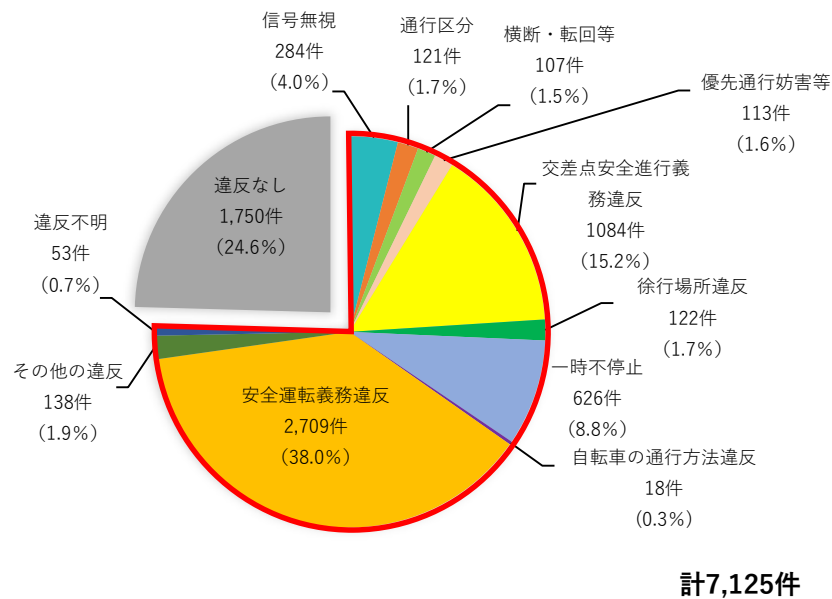
○ 自転車対歩行者事故件数の推移



(注) 自転車第1当事者、歩行者第2当事者の事故又は歩行者第1当事者、自転車第2当事者の事故を計上。

図 2

○ 自転車乗用中（第1・2当事者）の法令違反別死亡・重傷事故件数（令和6年）



【図 3】 自転車の交通安全教育の全体像

		未就学児 (～6歳)		小学生		中学生 (13～15歳)	高校生 (16～18歳)	成人 (19～64歳)	高齢者 (65歳～)	
				下学年（7～9歳）	上学年（10～12歳）					
利用実態		自転車に乗り始める／利用頻度の増加			行動範囲が拡大			通勤や仕事での利用	生活目的での利用 (買い物・通院)	
		保護者と同乗／保護者と一緒に運転			通学目的での利用			電動アシスト車や幼児同乗車の利用増		
心身機能の発達	知覚・運動	未熟								加齢に伴い変化
	認知	未熟（徐々に成長）								加齢に伴い変化
	態度・安全	成長に従い、社会性、感情、パーソナリティ、道徳性による影響が大きくなる								
事故実態	共通	事故類型別では「出会い頭」が最多 / 法令違反別では「安全運転義務違反」が最多								
	特徴	「安全運転義務違反」の要因として「安全不確認」が増加			「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加				「ハンドル操作不適」が増加	
						自転車乗用中死傷者数が急激に増加				
						歩行者死亡・重傷の事故が急激に増加				
						携帯電話使用等に起因する事故が増加	飲酒事故率の増加			
目標	全体	自転車の安全・安心な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得させるとともに、自転車が「軽車両」であることの認識及び「自他の生命尊重」の理念を基盤とした、交通ルールを遵守し、交通社会の一員としての自覚した態度を習得させることを通じて、自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転することができるようにすること。								
	ライフステージごと	安全・安心に自転車を利用することができるよう、自転車の基本的な技能を習得するとともに、他者の存在を前提として、自転車に限らず道路空間を安全に通行するための基本的な交通ルールを学ぶ。	安全・安心に自転車を利用することができるよう、自転車の技能を向上させるとともに、自転車に乗る際の基本的な交通ルールを習得し、交通社会における他者への配慮を習慣づける。	自転車に乗る際の交通ルールを習得するとともに、道路における危険を理解し、車道通行を前提とした他の交通主体への配慮を習得する。	自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、道路における危険を理解し、これを予測して回避するために必要な能力を習得することにより、交通社会の一員としての自覚を習得する。	自転車に乗る際の交通ルールを確認し、道路における危険の予測・回避能力を養うとともに、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転する際の社会的責任を理解し、実践する。	自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、他の年代の模範となる行動を実践し、こどもに対して交通ルールを教えられるようになる。	自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、加齢に伴う身体機能の変化を知り、それに応じた安全な運転を行う。		
教育内容・教育方法例 (※白抜き部分が教育方法の例)	技能	・ 自転車に乗る際のバランス能力 ・ 正しいブレーキのかけ方 公道以外の場所での練習			・ 公道における交通ルール等（安全確認や、合図等の交通におけるコミュニケーションの励行を含む。）に則った運転の実践 ・ 保護者と同伴走行する際保護者が模範行動を実践			・ 車種別の特性に応じた注意点 ・ 試乗や販売時の注意呼びかけ	・ 加齢による運転技能の低下の理解 ・ 家族、自治体等による呼びかけ	
	知識（交通ルール）	・ 信号機の信号等に従う義務 ・ 徐行すべき場所 ・ 指定場所における一時停止 ・ ヘルメットの着用 ※歩行者の交通ルールとあわせて教育	・ 道路交通法上の自転車の位置づけ ・ 自転車の通行場所と通行方法（車道が原則、左側端を通行、歩道通行時のルール） ・ 右左折の方法 ・ 交差点の通行方法 ・ ライトの点灯 ・ 整備点検 ・ 駐輪場所、駐輪方法	・ 自転車の通行場所と通行方法（自転車道及び普通自転車専用通行帯を通行、路側帯通行時のルール） ・ 横断歩行者の優先 ・ 並進の禁止 ・ 二人乗り等の禁止 ・ 携帯電話使用等の禁止	・ 事故時の対応	・ 酒気帯び運転等の禁止	・ 全般の交通ルール（ルールの再確認）			
	危険予測・回避行動	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底 ・ 交差点等を模した空間での法規走行 ・ 日常的な道路の走行（保護者が付き添い）において「止まる」「見る」「確かめる」を声かけ	・ 身の回りの危険箇所の把握 ・ 歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測 ・ 見通しの悪い交差点でのフィールドワーク、危険箇所のプロット ・ 実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明			危険予測・回避行動は、高校生までの習得を目指す			身の回りの危険箇所の把握 家族、自治体等による危険箇所の呼びかけ 加齢による認知機能の変化の理解 シミュレーター等を用いた危険予測能力の再確認	
	行動・態度	他者がいることの認識及び他者を思いやる気持ちの養成 日常生活や技能面の教育を通じ、他者や物へぶつからないこと等の重要性を認識させる	歩行者保護の重要性の理解と実践 交通ルールの教育を通じ、歩行者と自転車の優先関係や、どのような配慮を行うべきか考えさせる	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 交通ルールや危険予測・回避について学ぶ中で、自分がどのような運転を行えば自らを守るとともに交通の円滑が保たれるかを検討・討論 他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践 交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表			安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成・実践 地域の交通安全イベント等への積極的参画 刑事・民事上の責任の理解 対歩行者事故等により損害賠償や刑事責任が発生した事例の学習			
教育機会	教育主体・教育機会	販売事業者、レンタル・シェア事業者（購入時、利用時の教育） 保護者（日常的教育） 学校等（日常的教育、安全教室等の開催） 交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体、自治体（安全教室等の開催や他の教育主体への協力）						雇用主事業（日常的教育、安全教室等の開催）	家族（日常的教育）	

【図4】各ライフステージを通じて習得する交通ルール一覧

カテゴリー	交通ルール		未就学児	小学生		中学生	高校生	社会人	高齢者	法条	五則			
				下学年	上学年									
歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール	道路交通法上の自転車の位置づけ			自転車は軽車両								§ 2 (11)	—	
	自転車の通行場所と通行方法	原則		車道が原則 + 左側通行								§ 17 ①④	①	
				左側端を通行								§ 18 ①		
				普通自転車専用通行帯がある場合の通行場所（ナビラインとの相違も含む。）								§ 20		
				自転車道がある場合の通行場所 + 通行方法（自転車道内での左側通行）								§ 63 の3		
		例外		歩道通行が可能な場合 + 歩道通行時の義務（車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げる場合には一時停止）								§ 63 の4		
			普通自転車通行指定部分（歩道上）がある場合の通行場所 + 通行方法（歩道の状況に応じた安全な速度と方法）								§ 63 の4			
			路側帯通行（路側帯の種類 + 通行方法（歩行者の通行を妨げない速度と方法））								§ 17 の3	—		
	横断歩行者の優先				横断中又は横断しようとする歩行者がいるときの取るべき行動								§ 38	—
	並進の禁止				他の軽車両との並進の禁止								§ 19	—
駐車場所、駐車方法			駐車場所（駐輪場の利用） + 歩行者や車の通行を妨げない + 点字ブロックの上やその付近には駐車しない								§ 44~	—		
事故に遭わないための交通ルール	信号機の信号等に従う義務		従うべき信号 + 信号の意味 + 取るべき行動									§ 7	②	
	徐行すべき場所		左右の見とおしがきかない交差点・まがりかど附近等における徐行の必要性 + 安全確認									§ 42	②	
	指定場所における一時停止		「一時停止」標識の意味 + 安全確認									§ 43	②	
	右左折の方法			左折：左側端に沿って通行 右折：左側端に寄り交差点の側端に沿って通行								§ 34	—	
	交差点の通行方法		交差点の通行方法（交差点を通行する車両等と横断歩行者に特に注意 + できる限り安全な速度と方法で進行）								§ 36	②		
					交差点における優先関係 + 進行妨害の禁止						—			
危険な行為の禁止	酒気帯び運転等の禁止						酒気帯び運転等の禁止（酒類提供等の禁止を含む。）				§ 65	④		
	携帯電話使用等の禁止				携帯電話使用等の禁止（その他交通の安全を図るため公安委員会が必要と認めて定めた遵守事項を含む。）							§ 71 (5の5)	—	
	乗車の制限等				二人乗り等の禁止							§ 57	—	
自分や他者の身を守る方法	ライトの点灯			ライトを点灯する必要性								§ 52	③	
	ヘルメットの着用		ヘルメット着用の必要性									§ 63 の11	⑤	
	整備点検			自転車の各部の名称 + 最低限の点検項目（「ぶたはしゃべる」）								§ 62	—	
	事故時の対応					交通事故発生時の救護措置、危険防止措置、警察への報告						§ 72	—	

【図5】 交通ルールの解説

「自転車安全利用五則」＝「きほんの“き”」

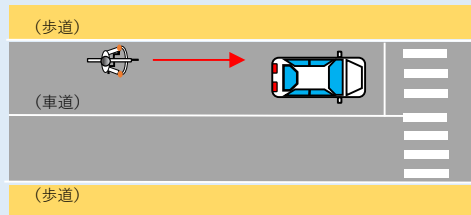
💡 自転車利用時の“あたりまえ”の行動として、5つのルールを実践することが重要。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車道が原則、左側を通行

「自転車はくるま（自動車）の仲間」。
自動車と同じく、**車道の左側部分**を通行。

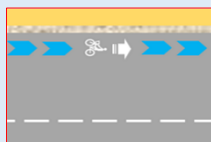
< 歩道と車道の区別がある場合 >



道路標示等がある場合は道路標示等に従う



【普通自転車専用通行帯】



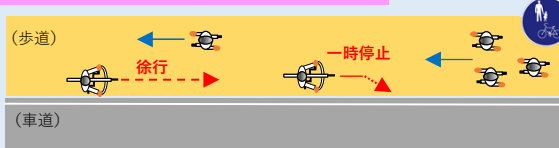
【ナビライン】

歩道は例外、歩行者を優先

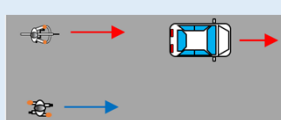
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、**車道寄りの部分**を徐行。

また、歩道は歩行者が優先。

歩行者の通行を妨げる時は一時停止。



< 歩道がない場合 >



自動車 ⇒ 左側

自転車 ⇒ 左側

歩行者 ⇒ 右側

ポイント💡

歩行者の交通ルールと関連付けて教育することで、自転車は“車”であることの意識付け

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守って安全確認

信号は必ず守る。

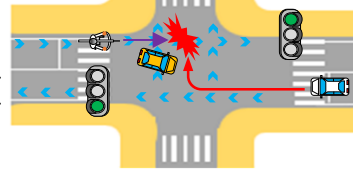
青信号で交差点を進行する際も、**周囲を安全確認**。

交差点では一時停止して安全確認

- 一時停止標識がある交差点 ⇒ **必ず止まり、周囲（特に左右）を安全確認**。
- 一時停止標識がない交差点 ⇒ 安全が確認できない場合は、安全確認のために停止するか、十分に速度を落として進行。

【対向右折車との衝突】

青信号であっても安全とは限らない。
自転車は車体が小さく、見落とされやすいため、自動車等の動きに注意する。



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを必ず点灯

ライトは自身（自転車）の存在を周囲に知らせるもの。

自分の身を守るためにも夜間は必ずライトを点灯し、反射器材も併用。



4 飲酒運転は禁止

飲酒は自転車の運転に悪影響

飲酒は、運転に必要な「**認知・判断・操作**」に影響を及ぼし、**正常な運転が困難**になる。



【飲酒運転の危険】

- 運転操作を誤り自己転倒
- 運転操作を誤り歩行者と衝突
- 赤色信号を見落として交差点に進出し、自動車と衝突

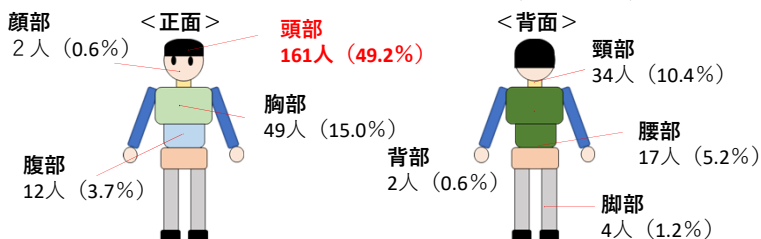
5 ヘルメットを着用

ヘルメットは大切な命を守る道具

頭部への負傷は致命傷になる可能性が高い。

ヘルメットは交通事故の被害を**軽減**させて、大切な命を守ってくれるもの。

自転車乗車中の損傷主部位別死者数（令和6年中）



基本的な交通ルール①

歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール

1 道路交通法上の自転車の位置づけ 自転車は「くるま」

道路交通法では、**自転車は「車両（軽車両）」**に分類され、「歩行者」ではない。

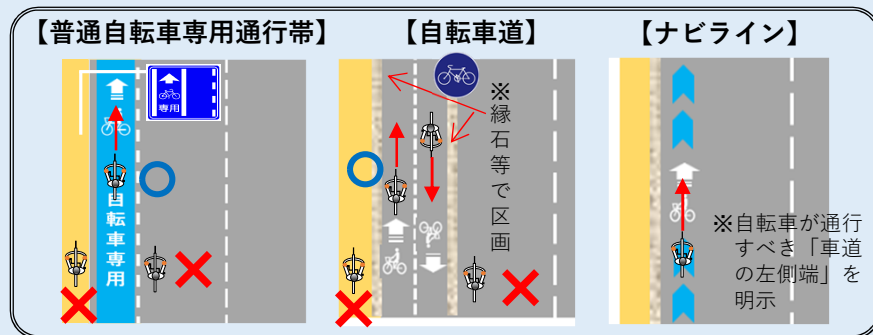
※ただし、自転車を押して歩くときは歩行者とされる。



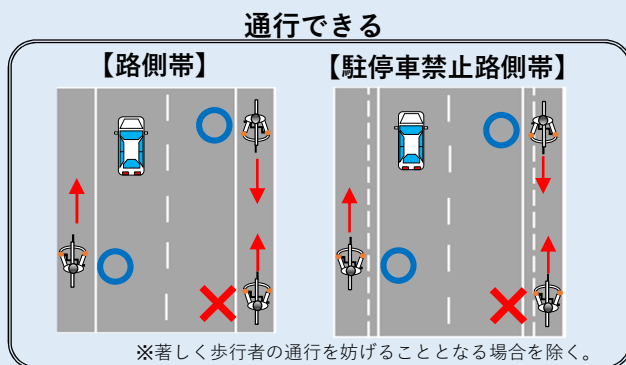
2 自転車の通行場所と通行方法 車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は、原則、**車道の左側部分を通行**。
- 下図のような道路標示等がある場合は、その示された場所を通行。

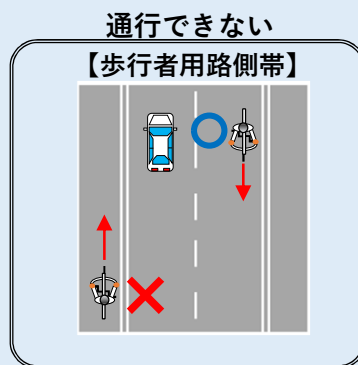
- ・道路標識等により、**歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行**。
- 歩道に普通自転車通行指定部分があるときは、その示された場所を通行。



- ・路側帯は、歩行者用路側帯を除き、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合以外は通行できる。



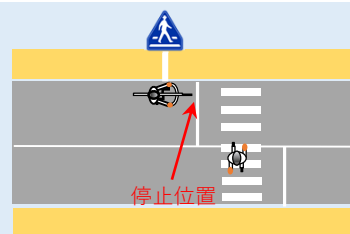
※著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除く。



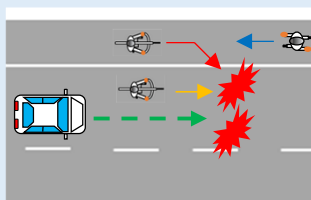
3 横断歩行者の優先 横断歩道は歩行者が通行する場所

横断歩道に接近する際は、横断歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前（停止線があるときは停止線の直前）で**停止できる速度で進行する**。

また、横断歩行者がいるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、歩行者に進路を譲る。



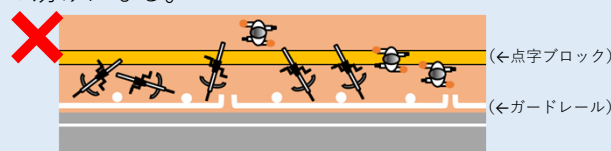
4 並進の禁止 並進走行は交通事故のリスク大



- ・並進により、危険回避が困難（逃げ場がない）。
- ・他者との衝突のリスクが増大。
- ・他者に迷惑。

5 駐輪場所、駐輪方法 自転車は駐輪場へ

特に歩道上での放置自転車は、歩行者の安全な通行の妨げになる。



基本的な交通ルール②－1

交通事故に遭わないための交通ルール

1 信号機の信号等に従う義務 対面する信号機を守る

【車道通行時】

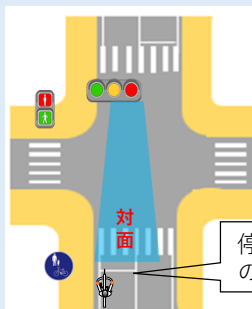
車両用信号



※車道通行中でも「自転車・歩行者専用」信号があれば、この信号機に従う。



自転車
歩行者
専用



停止位置は、停止線の直前

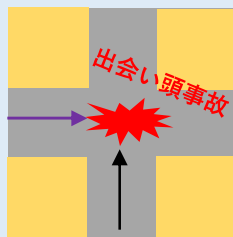
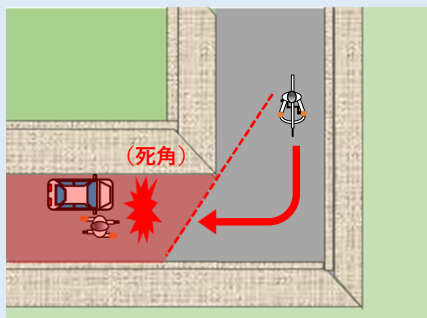
【歩道通行時】

歩行者用信号



2 徐行すべき場所 左右の見とおしがきかない交差点やまがりかど付近では徐行

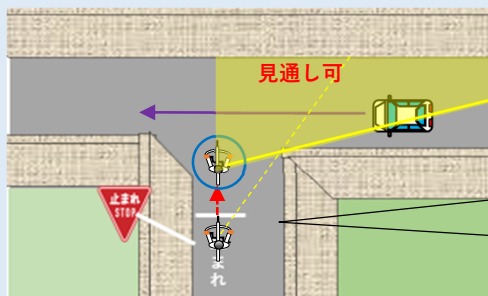
「交差点」や「まがりかど」は危険な場所。
建物や植栽により見とおしがきかなくなることで他者との衝突等の危険が高まる。
危険に対処（例：止まる・避ける）するために、**速度を落として進行**。



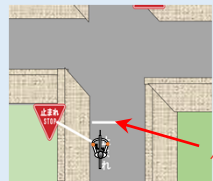
- ・交差点は進路が「交錯」する場所。
- ・「止まる」「見る」「確かめる」ことで交通事故を回避する。

3 指定場所における一時停止 必ず止まる

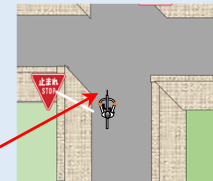
「止まれ」標識のある場所では必ず止まる。
止まってから、交差点内の安全が確認できる場所まで進行し、安全確認。



- ・停止位置は、停止線の直前

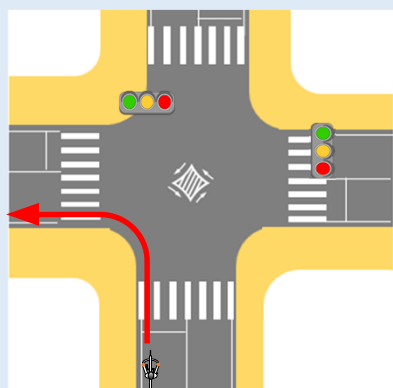


- ・停止線がなければ交差点の直前で停止



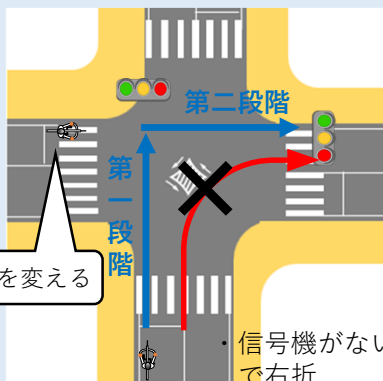
4 右左折の方法 左折するときは左側端、右折するときは二段階右折

【左折】 左側端に沿って左折



巻き込み
に
注意

【右折】 左側端に寄り交差点の側端に沿って右折（二段階右折）



向きを変える

- ・信号機がない場合も同じ要領で右折



自動車と
同じよう
な右折は
危険

基本的な交通ルール②－ 2

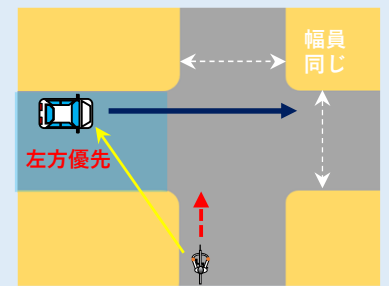
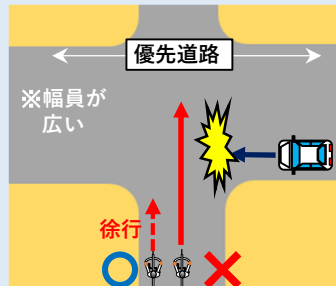
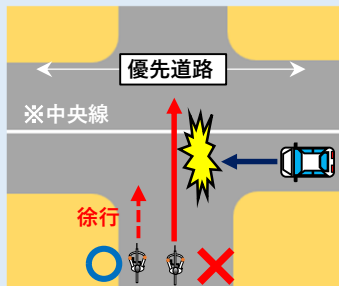
交通事故に遭わないための交通ルール

5 交差点の通行方法 交差点では他者に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行

【信号機のない交差点に進入するとき】

- ・ 交差する道路が優先道路や道幅が広い道路の場合は、交差点に入る際、徐行。
- ・ 交差する道路を通行中の車両が優先。

左記以外の場合は、左方から進行してくる車両が優先。

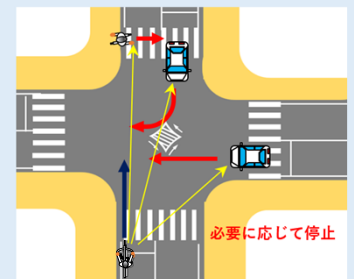


【交差点内を通行するとき】

信号機の有無にかかわらず、交差点に入るとき、また交差点内を通行するときは、交差点の状況に応じて、

- ・ 交差道路を通行する車両等
- ・ 反対方向から進行してきて右折する車両等
- ・ 道路を横断する歩行者

に注意し、かつできる限り安全な速度と方法で進行。



基本的な交通ルール③

危険な行為の禁止

1 酒気帯び運転等の禁止

飲酒は、運転に必要な「認知・判断・操作」に影響を及ぼし、正常な運転が困難になる。

ハンドル操作やブレーキ操作の誤りによる自己転倒や路外逸脱（河川や側溝への転落）のほか、歩行者との衝突など他者に危害を及ぼす危険がある。

2 携帯電話使用等の禁止

通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、他者の存在に気づきにくくなる。

また、画像を注視しながらの運転は、文字や動画に集中してしまい、歩行者の存在を見落とししたり、意図せず信号を無視してしまうなどの危険がある。

3 乗車の制限等

自転車の二人乗りは、ハンドル操作やブレーキ操作に悪影響を与える。バランスを崩せば転倒につながり、後続車との接触等、重大事故に発展する危険がある。

基本的な交通ルール④

自分や他者の身を守る方法

1 ライトの点灯

夜間の走行時には、ライトを必ず点灯するほか、反射器材を活用し、自身の存在を周囲にアピールする必要がある。

2 ヘルメットの着用

ヘルメットは、交通事故の被害を軽減し、大切な命を守るもの。

3 整備点検

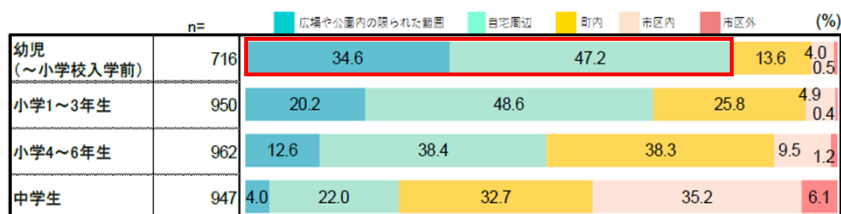
タイヤの摩耗はスリップによる転倒につながるほか、制動距離に影響を与え、また、ブレーキの不具合は衝突回避に影響を与える。最低限必要な点検項目については、利用の都度、確認（点検）する。

4 事故時の対応

自転車による事故も、道路交通法の交通事故に該当し、刑事・民事上の責任が生じる。交通事故発生時は警察への報告義務が生じるほか、負傷者がある場合には負傷者の救護義務が生じる。これらの義務を怠った場合には、刑事責任（救護措置義務違反（いわゆる「ひき逃げ」））を問われる。

図 6

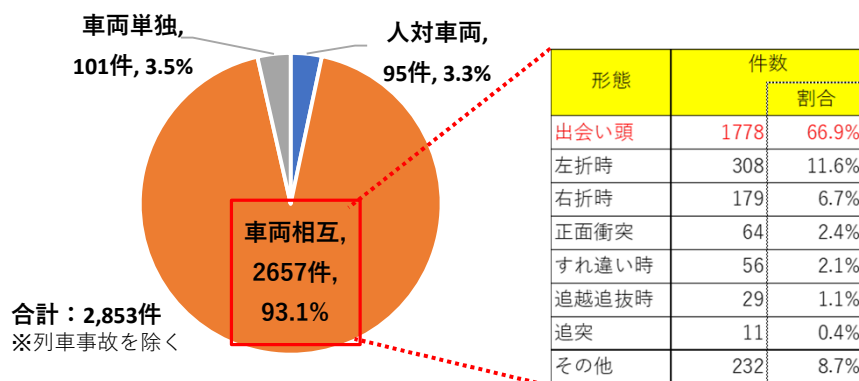
○ 子どもの自転車での行動範囲



出展：一般財団法人自転車産業振興協会（2022年）2021年度
自転車の交通ルールに関する意識調査に関する報告書

図 7

○ 未就学児の事故類型別の自転車関連事故件数（H27～R6合計）

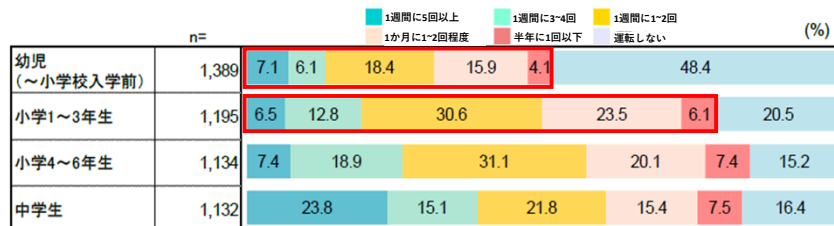


(注) ・自転車関連事故件数は、第1当事者または第2当事者が自転車に乗用中の事故を計上した。
・ただし、自転車相互事故は1件とし計上した。
・「未就学児」とは、6歳以下の者をいう。
・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

※出会い頭事故：相交わる方向に進行中の車両が双方から行き合うはずみに衝突した事故

図 8

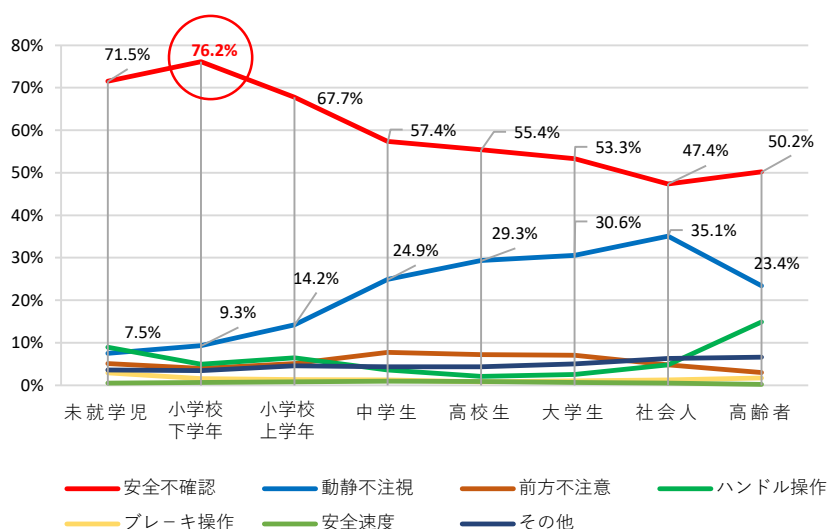
○ 子どもの自転車利用頻度



出展：一般財団法人自転車産業振興協会（2022年）2021年度
自転車の交通ルールに関する意識調査に関する報告書

図 9

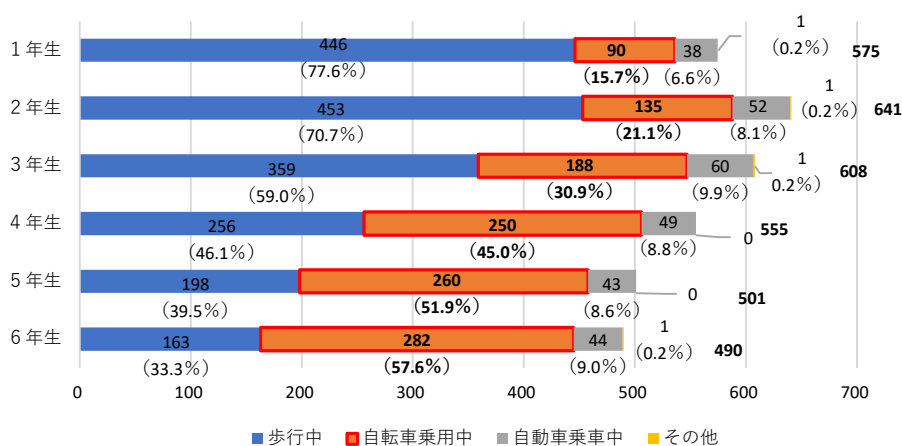
○ 年齢層別安全運転義務違反の違反行為別構成率（H27～R6合計）



※安全不確認：安全確認をしなかった又は安全確認が不十分であったことによる発見の遅れ

図10

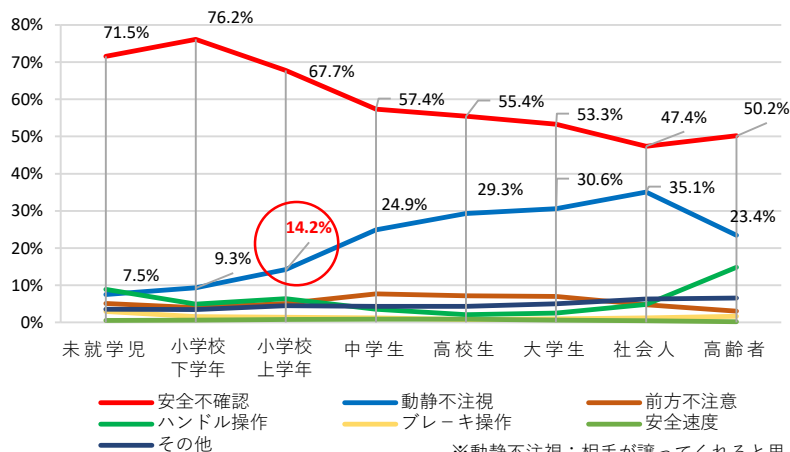
○ 児童の状態別死者・重傷者数（R2～R6合計）



(注) ・「児童」とは、小学生をいう。
・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

図11

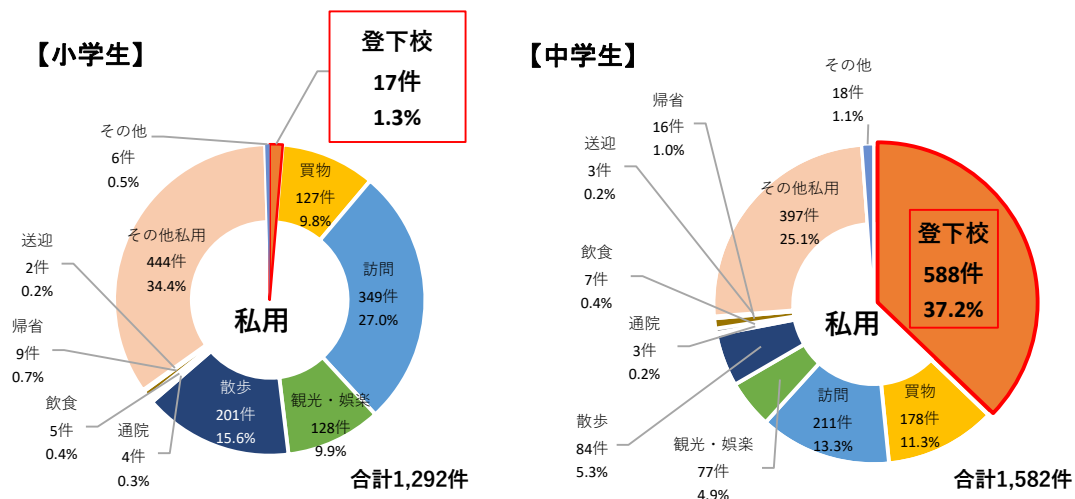
○ 年齢層別安全運転義務違反の違反行為別構成率（H27～R6合計）



※動静不注視：相手が譲ってくれると思って注視を怠ったその他特に具体的危険性がないとして注視を怠ったことによる判断の誤り

図12

○ 通行目的別の自転車関連死亡・重傷事故件数（R2～R6合計）



(注) ・自転車乗用者が第1または第2当事者となった事故における自転車乗用者の通行目的を集計した。
・自転車相互事故については、第1・第2当事者それぞれの通行目的を1件として計上した。

図13

○ 携帯電話使用等に起因する自転車関連事故件数（H27～R6合計）

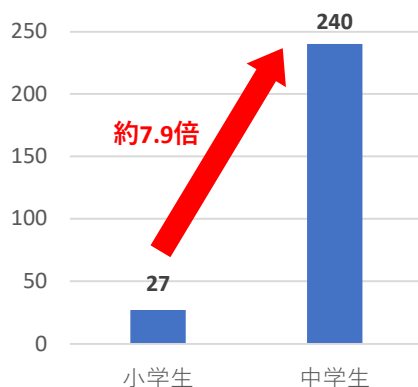


図14

○ 年齢層別自転車乗用中死傷者数（R2～R6合計）

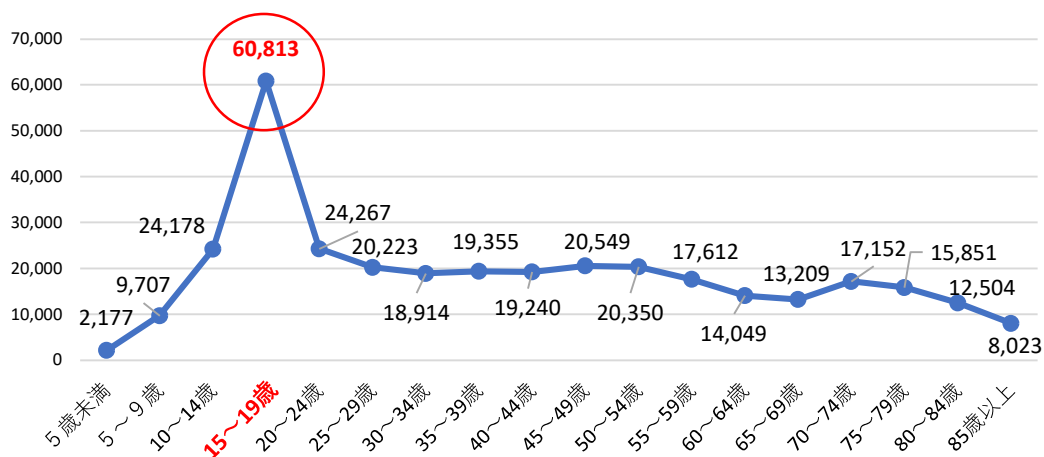
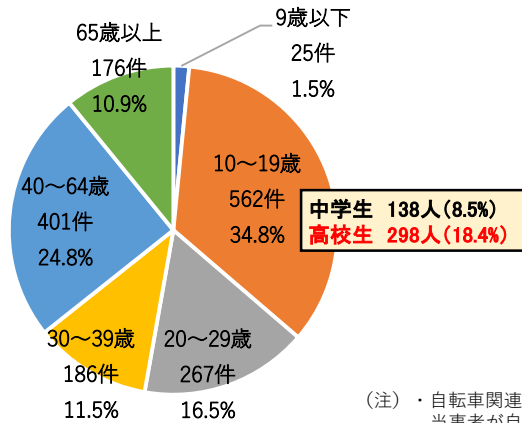


図15

○ 「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者（第1・第2当事者）の年齢層別件数（R2～R6合計）



(注) ・自転車関連事故件数は、第1当事者または第2当事者が自転車に乗用中の事故を計上した。
・単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

図16

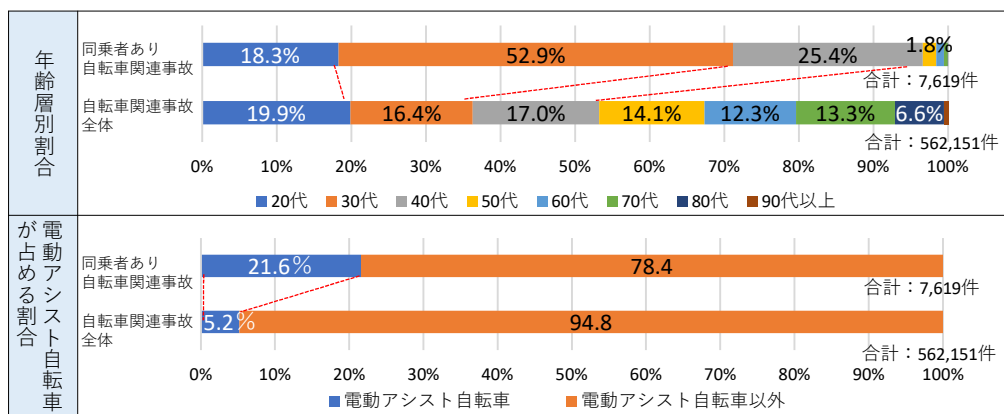
○ 成人・高齢者の人口10万人当たりの飲酒運転自転車関連事故件数（H27～R6合計）



(注) ・自転車第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者が飲酒運転であった事故を集計したものであり、飲酒運転の自転車同士の事故は1件として計上した。
・「飲酒運転」とは、運転者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能、調査不能のいずれかに該当するものをいう。
・「成人」とは18～64歳の者をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。
・総務省統計局人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）から算出した。

図17・18

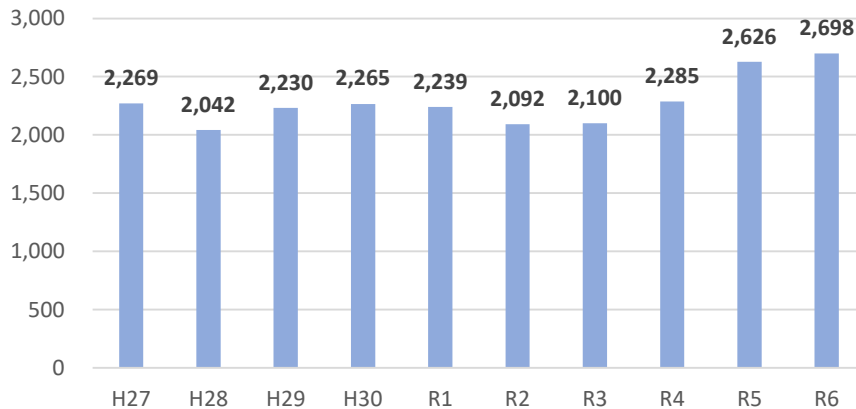
○ 同乗者あり自転車関連事故の年齢層別件数の割合と電動アシスト自転車事故が占める割合（当事者20代以上・H27～R6合計）



(注) ・「自転車関連事故全体」は、第1当事者または第2当事者が自転車に乗用中の事故を計上。ただし、自転車相互事故は1件として計上した。
・「同乗者あり自転車関連事故」とは、同乗者が負傷した自転車関連事故をいい、第1当事者及び第2当事者の同乗者あり自転車関連事故件数を合計した。

図19

○ 外国人の自転車関連事故件数の推移



(注) ・外国籍を有する自転車乗用者が第1当事者又は第2当事者になった事故を計上した。
・ただし、外国籍を有する自転車乗用者の自転車相互事故は1件とし計上した。

図20

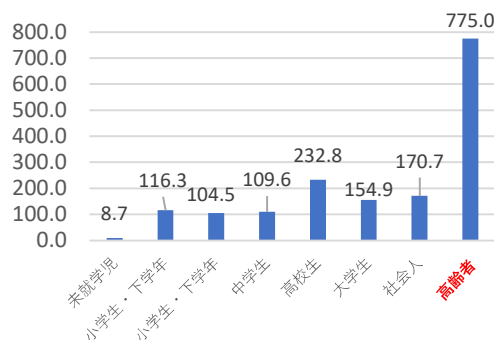
○ 自転車の利用目的（令和5年アンケート調査）

	n=	生活（買物・通院等）	通勤・通学	趣味	仕事	その他
全体	3,017	78.9	33.6	23.5	9.6	2.8
男性	1,606	76.5	34.6	28.6	11.1	3.1
女性	1,411	81.5	32.6	17.6	7.9	2.5
10代	530	47.2	54.0	23.2	3.2	6.6
20代	410	71.5	43.2	24.1	18.8	0.5
30代	436	85.1	38.5	26.4	17.0	1.4
40代	464	88.4	31.5	20.5	9.3	1.1
50代	416	90.1	28.1	19.0	9.4	2.4
60代	389	86.9	24.4	23.1	7.7	2.6
70代	372	91.9	7.0	29.0	3.0	4.6
運転免許あり	2,183	84.6	30.8	23.9	11.3	2.2
運転免許なし	539	71.8	39.0	22.3	7.6	0.6

※全体比+10pt以上(=■), +5pt以上(=■), -5pt以下(=■), -10pt以下(=■)

図21

○ 年齢層別の人口10万人当たりの自転車関連死亡事故件数（H27～R6合計）



(注) ・自転車乗用者死亡事故に限る。
・列車事故を除く。
・「高齢者」とは65歳以上の者をいう。
・総務省統計局人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）から算出した。

※ 高齢者の事故類型別自転車関連死亡事故件数（H27～R6合計）

【合計：2,809件】

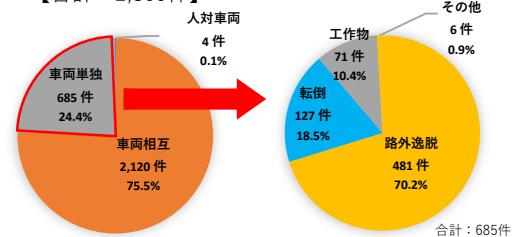
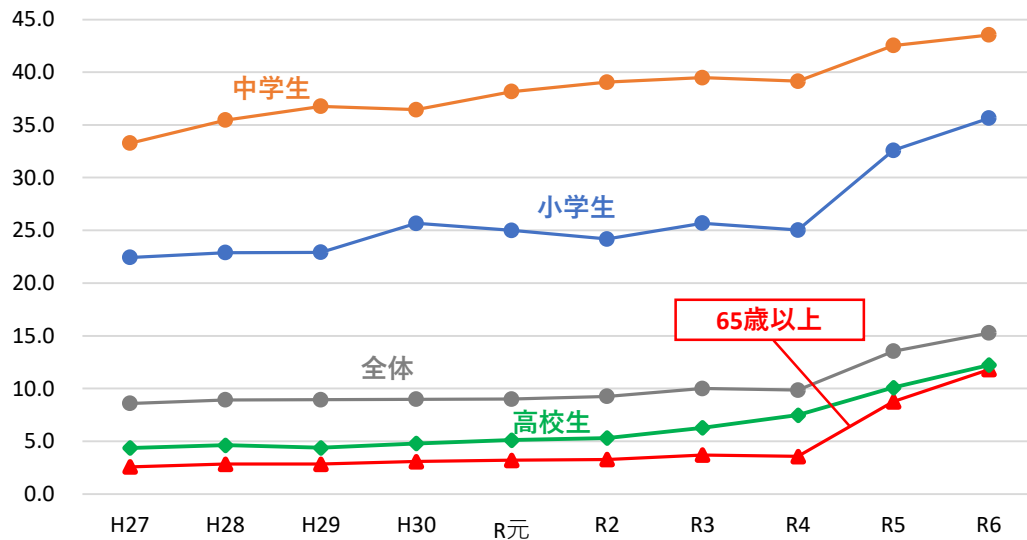


図22

○ 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率の推移



(注) ・「ヘルメット着用率(死傷者)」とは、自転車乗車中の死傷者のうち、ヘルメット着用者の割合をいう。

事例 1

○ 交通ルールの記載されたリーフレットの配布

店頭での配布物等

●自転車かんたんスタートガイド

自転車納車時にお客様にお持ち帰りいただいている冊子(全15頁)
自転車の製品や機能に関すること以外にルール等についても記載



表紙



「ぶ・た・は・しゃ・べる」



「自転車利用五則」等

※株式会社あさひでは、自転車購入者に対して、自転車納品時に自転車の交通ルール等が記載されたガイドブックを手交

事例 2

○ ウェブサイト上での交通ルールの周知（外国語版）



※株式会社ドコモ・バイクシェアでは、外国人利用者に対して、ウェブサイト及びアプリケーションにおいて英語版の自転車安全利用五則を周知

事例 3

○ ライフステージに合った教材を用いた日常的な交通ルールの教育



※トヨタ・モビリティ基金及びブリヂストンサイクル株式会社が制作・提供する
こどもが楽しみながら交通ルールが学べるアプリ

事例 4

○ シミュレーターを体験できる交通安全教室への参加促進



※自治体、警察が連携して開催するシミュレーターを活用した高齢者に対する交通安全教室

事例 5

○ 事業者等が開催する交通安全教室等への参加促進（保護者・家族参加型）



※ブリヂストンサイクル株式会社が開催する親子参加型の自転車の乗り方教室

事例 6

○ 市街地等の混合交通を模した空間における法規走行



※小学校と一般財団法人日本交通安全教育普及協会が連携した模擬市街地における交通安全教室

事例 7

○ ICTを活用した双方向型学習による教育



※小学校と一般財団法人日本交通安全教育普及協会が連携したICTを活用した双方向型の交通安全教室
(地図アプリを活用した校区内の危険箇所の確認)

事例 8

○ 見通しが悪い交差点でのフィールドワーク、危険箇所のプロット



※小学校において校区内の危険箇所をプロットしたマップを作成し、同所における危険予測・回避行動についてグループワークを実施

事例 9

○ シミュレーター等を用いた危険性の体感



※中学校と一般財団法人日本交通安全教育普及協会が連携したシミュレーターを活用した危険予測トレーニング

事例10

○ 社内研修における従業員への定期的な教育



※警察と連携した雇用主事業者による自転車の交通ルールに係る集合研修

事例11

○ 高齢者の集会等における路外逸脱や自己転倒の注意呼びかけ

**「わたしは大丈夫!」
と思いませんか?
用水路への転落事故が多発!**

ヘルメットをかぶりましょう

飲酒運転は絶対にやめましょう

夜間はライトを点灯しましょう

道路からの転落事故件数
転落事故発生件数
N=596件(内訳:事故52件)
※100人当たり約1.5人

年齢構成
N=596件

事故発生時間帯
N=596件

岡山県交通安全協会
岡山県交通安全協会
岡山県交通安全協会

こんな場所が要注意!!

① 狭い道路に隣接する用水路等

② 交差点の進行方向にある用水路等

③ 進路上にある用水路等

④ 同じ方向の道路をつなぐ橋にある用水路等

⑤ カーブの外側にある用水路等

用水路等で転落しないために

- 近くを通行するときは注意しましょう
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう
- 夜間はライトを点灯しましょう
- 飲酒運転は絶対にやめましょう

①～⑤のような危険な場所があれば、お近くの
● 区役所(地域整備課、土木農林分室または農林水産振興課)
● 支所(産業建設課)まで、ご連絡ください。

※自治体による地域における路外逸脱の危険性の高い箇所を掲載したリーフレットを作成及び高齢者への配布

事例12

○ 技能面の教育を通じ、他者や物へぶつからないこと等の重要性を認識させる乗り方教室



※一般社団法人市民自転車学校プロジェクトでは、未就学児に対して、ゲームを通じてバランス感覚の向上、他者や物へぶつからないこと等の重要性について認識させる交通安全教育を実施